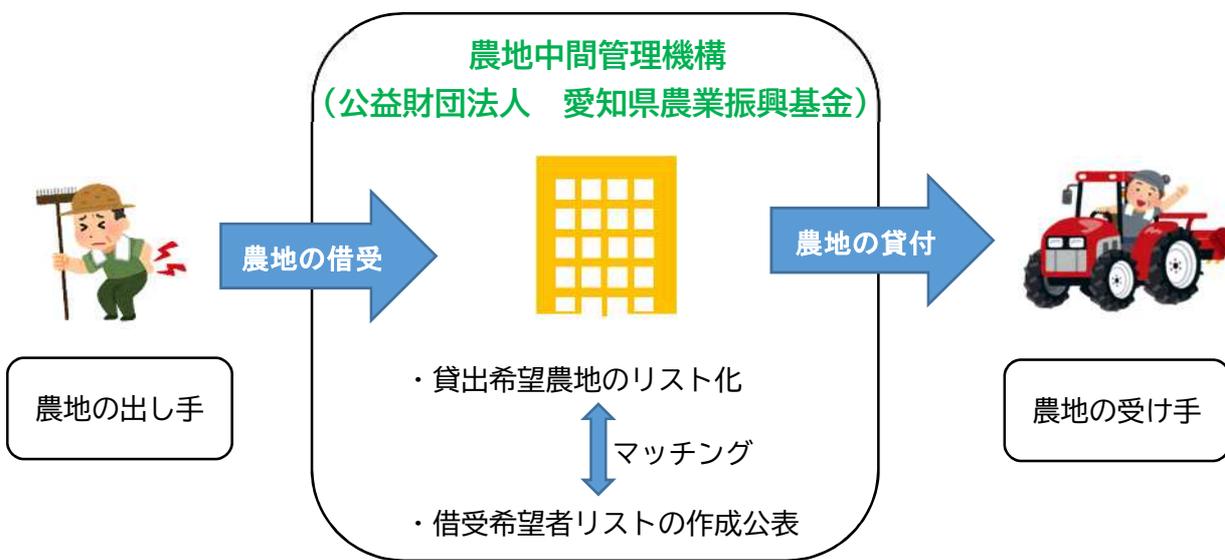


令和2年度から 農地の貸借制度が変わりました

農地銀行（貸借）・農地利用集積円滑化事業は

農地中間管理事業へ移行しました 期間満了の契約から順次、移行

農地中間管理事業の仕組み



- ・農地中間管理事業は、農業経営の効率化や規模拡大を目的として、農地中間管理機構（愛知県農業振興基金）が農地の出し手から借り受け、農地の受け手に貸し付ける制度です。
- ・出し手の農地は、まず農地中間管理機構（愛知県農業振興基金）が借り受けます。
- ・借り受けた農地を、同時に農地中間管理機構から受け手に転貸します。

制度の移行について

豊橋市産業部農業企画課 Tel.0532-51-2477
豊橋市農業委員会事務局 Tel.0532-51-2950

お問い合わせ先

農地中間管理事業のお申し込みについて お近くの JA 豊橋の事業所まで

営農部営農企画課 Tel.0532-25-4372

第1事業所 Tel.0532-21-3143 第4事業所 Tel.0532-25-3731

第2事業所 Tel.0532-21-2835 第5事業所 Tel.0532-32-9959

第3事業所 Tel.0532-23-3671 第6事業所 Tel.0532-88-4455



なぜ移行するの？

令和元年5月の法改正により農地利用集積円滑化事業が中間管理事業へ統合されることとなったことを契機に、農地銀行（貸借）も中間管理事業と統合することで、貸借制度を集約化し、より分かりやすくするとともに、中間管理事業に貸出希望農地を集めることで農地の集約化を進めることを目指しています。



いつまでに手続きしたらいいの？

現在契約中の農地銀行（貸借）、農地利用集積円滑化事業は、令和2年度以降も契約期間満了まで継続できます。満了となる契約から順次、制度を移行します。

契約期間満了の半年程前に、期限切れ通知書及び継続するにあたり必要な書類を郵送します。継続して契約を希望する場合は、お申し込み期限までにお近くの JA 豊橋の事業所または、支店にて手続きをしてください。



中間管理事業を活用するメリットはあるの？

○出し手のメリット

- 1 機構は、公的な機関なので、安心して農地を貸し付けることができます。
- 2 機構を通して賃借料を受け取ることができます。
- 3 契約期間終了後は、確実に農地が戻ります（希望に応じて、契約の延長も可能です）。
- 4 要件を満たせば、税制面での優遇措置が適用されます。

○受け手のメリット

- 1 農地の規模拡大や農地の集約化により、農作業の効率化とコストダウンが可能です。
- 2 契約更新や賃借料の支払いが一度にでき、借入期間中は安心して耕作できます。



賃借料の支払いについて

農地中間管理事業では、賃借料の支払いは中間管理機構を通して行うため、口座登録が必要です。

※賃借料が0円の場合や物納の場合は、口座登録の必要はありません。